

園外保育中に園児が行方不明になった場合の緊急対応手順（参考例）

AIU保険会社 リスクコンサルティング部
2009/11作成

対応

園へ連絡

担任が携帯電話等でただちに通報する

緊急連絡手段として園外保育に出掛けるときは携帯電話を持って出掛ける

周辺を捜索

担任は他の保育士に残りの園児を託し、周辺を捜索する
(行方がわからなくなった場所、お散歩コース中の危険と思われる場所、園児の自宅や隣近所等)

お散歩コース上の危険箇所を記載したお散歩マップを予め作成し、掲示等により職員へ周知を行う(緊急時の捜索に備えてお散歩マップに示す名称は俗称ではなく一般的な名称を記入する)(例)どんぐり公園ー〇〇第〇公園

他の園児を連れて帰る

残りの園児を落ち着かせ、安全を確保する

責任者へ状況説明

園長へ(園長不在時は副園長へ、副園長も不在時は主任へ)

園長代理として決断、指示する内容は、予め園長と相談して決めておく

職員を招集

責任者(園長等)は園内放送等により、緊急に招集可能な職員を招集する
園児を捜すための職員の役割分担を決める。必要に応じて市町村担当課に応援を要請する
責任者は指揮・連絡係を担当する

不在等で連絡が取れなかった場合にどうするかを、予め保護者会等で相談しておく

保護者へ連絡

責任者が電話をかける
「◆◆保育園の〇〇です。緊急のご連絡です。〇〇ちゃんがお散歩中、〇時〇分頃、〇〇付近で迷子になり、現在職員が捜索中です。何かお心当たりはありませんか？」
※その後の経過連絡を適宜行う

電話連絡は「当初〇〇分に1回、〇時間経過後は〇〇分に1回」等予め具体的に決めておく

捜索班による捜索

携帯電話、笛を携行する

非常時に使える、園の携帯電話を用意しておく

※それでも見つからない場合

警察署へ連絡

責任者が電話をかける
110番
「〇〇市〇〇町△-△-△、◆◆保育園です」
「〇歳児〇人行方不明です」
※時間(〇〇時〇〇分頃)、場所(〇〇付近で)、児童名(〇〇〇〇)、男女、服装(〇〇色のシャツ、〇〇色のズボン)、容姿(身長〇〇cm、髪の毛は〇〇刈)、自宅住所(〇〇市〇〇町△-△-△)
「園児が動揺しますので、園の近くではサイレンは鳴らさないでください」

携帯電話はマナーモード設定を解除するなど、常に通話ができる状態にしておく

市町村担当課へ連絡

責任者が電話をかける
園児が行方不明になり警察署へ通報したことを連絡し、必要に応じて応援を要請する

市町村担当課の連絡先はすぐ閲覧できるよう備えておく(掲示しておく)

※捜索の結果、園児がいる場所が確認できたら

現場へ応援職員を派遣

園児の体調、ケガをしていないかを確認する
ケガをしていたら症状に応じて対応する(ケガへの緊急対応手順参照)
ケガをしていない場合も嘱託医へ連絡、受診の要否等の指示を受ける
園児の安全を確保し、園へ連れて帰る

保護者へ連絡

責任者が電話をかける
園児が無事見つかったこと、現在の園児の状況(体調面・精神面)を報告する

警察署・市町村担当課へ報告

お迎え時に保護者へ説明

責任者が保護者へ謝罪する
担任は迷子になった経緯・状況を具体的に説明し、主任もそばに同席する

職員の情報共有

当該園児/保護者への対応、他の園児/保護者への対応を確認する
職員会議で今後の対応を検討する

内容によっては市町村担当課へ事故報告書を提出する